

遺言有効確認の訴え（後訴）が、前訴結果に矛盾せず信義則に反するとはいえないとして有効とされた事例

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第二小法廷
【裁判年月日】 令和 3 年 4 月 16 日
【事 件 番 号】 令和 2 年（受）第 645 号
【事 件 名】 遺言有効確認請求事件
【裁 判 結 果】 原判決破棄、第一審裁判所に差戻し
【参 照 法 令】 民事訴訟法 2 条
【掲 載 誌】 裁時 1766 号 2 頁、裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25571463

青山学院大学教授 荻口康夫

事実の概要

1 X（上告人）が、Y（本件被上告人）に対し、両名の母である A を遺言者とする平成 20 年 4 月 17 日付け自筆証書（以下「本件遺言書」という。）による遺言（以下「本件遺言」という。）が有効であることの確認を求めたのが本件訴訟である。X Y 両者間には、前訴が存在する。

2 本件の前訴

X 及び Y の母である A は、平成 24 年 8 月に死亡した。平成 25 年 1 月に、X の申立てにより検認された。本件遺言書には、A の有する不動産、動産、株式等の財産全部を X に相続させる旨が記載されていた。

Y は、平成 26 年 6 月、X に対し、Y が A の遺産を法定相続分の割合により相続したなどと主張して、A が所有し又は持分を有していた複数の不動産（以下「本件不動産」という。）についての同人から X に対する売買等を原因とする所有権移転登記等の抹消登記手続、X が本件不動産を占有していることによる不当利得の返還、A の死亡後に X が A 名義の口座から預金の一部を払い戻したことによる不当利得の返還等を求める訴え（以下「前件本訴」という。）を提起した。

これを受け、X は、同年 11 月、Y に対し、X が A の医療費等を立て替えており、Y はこれに基づく A の立替金債務を法定相続分の割合により相続したなどと主張して、その支払等を求める反訴（以下「前件反訴」といい、前件本訴と併せて「前訴」という。）を提起した。

X は、前訴において、本件不動産は A との売買等により取得したものであり、預金の払戻しは生前に A から与えられた権限に基づくものであるなどと主張して前件本訴に係る請求を争うとともに、A が財産全部を X に相続させる旨の有効な遺言をしたと主張し、これを証明するため、本件遺言書等を証拠として提出した。

前訴の第一審裁判所は、当事者の主張を整理した書面を作成し、X 及び Y に対し、これを示して意見を求めた。上記書面には本件遺言に関する上記の主張は記載されていなかったが、X は、同主張の記載がないことについて意見を述べなかった。

その後、Y は、X に対し、本件遺言が有効である旨主張するのであれば、その主張は Y が A の立替金債務を相続した旨の前件反訴における X の主張と矛盾することになるとして、これらの主張の位置付けについて明らかにするよう求めた。X は、前件本訴に係る請求が本件遺言が無効であることを前提としたものであったため、これに対応して前件反訴を提起したにすぎず、主位的には本件遺言が有効であると主張するものである旨回答した。

前訴の第一審裁判所は、平成 28 年 8 月、前件本訴については、X が A との売買等により本件不動産を取得した事実は認められず、預金の払戻しは権限なくされたものであると判断するなどして、所有権移転登記等の抹消登記手続請求を認容し、不当利得返還請求を一部認容するなどし、前件反訴については、X による立替払の事実が認められないと判断して請求を棄却する判決をし

た。上記判決においては、YがAの遺産について相続分を有することについては争いがないものとされ、本件遺言の有効性についての判断はされなかった。

Xはこれを不服として控訴し、Yは附帯控訴をした。Xは、控訴審において、Aが本件遺言をしたことを前件本訴に係る請求についての抗弁として主張した。

前訴の控訴審裁判所は、平成29年4月、上記の主張を時機に後れた攻撃防御方法に当たるとして却下した上、上記判決のうち上記の各判断は維持しつつ、前件本訴に係る請求のうち不当利得返還請求の一部についてのみ上記判決を変更する旨の判決をし、その後、同判決は確定した。

3 本件訴訟（後訴）

Xは、平成29年7月、本件訴え（遺言有効確認請求訴訟）を提起した。

第一審判決である京都地判令元・7・25（公刊物未登載、LEX/DB25590162）は、Xの訴えは信義則に反するとして、訴え却下判決を下した。

Xの控訴に対し、控訴審判決である大阪高判令元・12・20（公刊物未登載、LEX/DB25590163）も、本件訴えの提起は信義則に反すると判示して控訴を棄却して訴え却下の結論を維持した。

これに対して、Xは上告受理を申立て、それが認められた。

判決の要旨

原判決を破棄し、第一審判決を取り消し、本件を第一審裁判所に差戻し。

「Xは、前訴では、本件不動産はAとの売買等により取得したものであり、預金の払戻しは生前にAから与えられた権限に基づくものであるなどと主張して前件本訴に係る請求を争っていたのであって、前訴の判決においては、上記の主張の当否が判断されたとどまり、本件遺言の有効性について判断されることはなかった。また、本件訴えで確認の対象とされている本件遺言の有効性はAの遺産をめぐる法律関係全体に関わるものであるのに対し、前件本訴ではAの遺産の一部が問題とされたにすぎないから、本件訴えは、前件本訴とは訴訟によって実現される利益を異にするものである。そして、前訴では、受訴裁判所によって

前件本訴に係る請求についての抗弁等として取り上げられることはなかったものの、Xは、本件遺言が有効であると主張していたのであり、前件反訴に関しては本件遺言が無効であることを前提とする前件本訴に対応して提起したにすぎない旨述べていたものである。これらの事情に照らせば、Yにおいて、自らがAの遺産について相続分を有することが前訴で決着したと信頼し、又は、Xにより今後本件遺言が有効であると主張されることはないであろうと信頼したとしても、これらの信頼は合理的なものであるとはいえない。

また、前訴において、Xは、Yに対し、YがAの立替金債務を法定相続分の割合により相続したと主張し、その支払を求めて前件反訴を提起したが、Xによる立替払の事実が認められないとして請求を棄却する判決がされ、前件反訴によって利益を得ていないのであるから、本件訴えにおいて本件遺言が有効であることの確認がされたとしても、Xが前件反訴の結果と矛盾する利益を得ることになるとはいえない。

以上によれば、本件訴えの提起が信義則に反するとはいえない。」

判例の解説

一 本判決の意義

相続人YがAの遺産について相続分を有することを前提とする前訴判決が他の相続人Xとの間で確定するなどしていた場合において、Xが自己に遺産全部を相続させる旨のAの遺言の有効確認をYに対して求める訴えを提起することが信義則に反するとはいえないとされた事例であり、前訴判決の存在が、後訴の訴え提起を信義則に反し不合法とするか否かの一事例を提供した点に意義がある。

二 遺言有効確認請求訴訟の適法性

——訴えの利益

1 遺言「無効」確認訴訟ではなく、 遺言「有効」確認訴訟

本件訴訟は遺言「無効」確認訴訟ではなく、遺言「有効」確認訴訟であった。文字通り、遺言が有効であることを確認訴訟として、その訴えの利益が問題にはなりうる。

2 判例

遺言「無効」確認訴訟については、すでに最高裁判例（最判昭47・2・15民集26巻1号30頁）でも認められている。本件の訴えとなった、その逆の遺言「有効」確認訴訟とは、聞き慣れないものの、LEX/DB インターネットで検索すると、2021年7月末現在で本件訴訟を含め19件が見つかる。

その嚆矢となった最三小判昭52・4・19（家月29巻10号132頁）など2例は、先に提起された遺言無効確認訴訟（本訴）に対する反訴の形で提起されているが、他の裁判例は、最初から遺言有効確認請求事件として訴え提起がされており、これらの判例の中では、遺言有効確認請求訴訟の適法性については問題とされていない。

3 遺言「有効」確認訴訟を提起する事情

遺言「有効」確認訴訟は、遺言「無効」確認訴訟とは訴訟物の存否がコインの表と裏の関係にあるので、確認訴訟における訴えの利益（確認の利益）を判定する際の、対象選択の適切性や方法選択の適切性については同様に肯定することができる。

即時確定の利益についても、以下のような場合と同様に肯定することができる。

①遺言が複数あり、前の遺言と矛盾する内容の後の遺言が有効であると確認する場合（東京高判平25・3・6判時2193号12頁）。

②遺留分を求める調停が不調に終わり、調停の中で相手方が遺言無効を主張したにもかかわらず長期にわたり遺言無効確認訴訟を提起せず、遺言執行にあたり遺言無効の可能性を理由に金融機関が遺言執行に対応しないため、遺言が有効であると確認する判決が必要となった場合。

③一見して遺言の要式性に反するため、あるいは最高裁判所の確定判決に照らして遺言を無効とせざるを得ない場合、これをあくまで有効と主張するものが何らかの形で「遺言の有効」を確定する必要がある場合¹⁾。

三 前訴確定判決の存在により、後訴が信義則違反で不適法となるか否か

1 前訴判決の既判力は及ばない

前訴での本訴事件の訴訟物が、所有権に基づく不動産の所有権又は共有持分全部移転登記の各抹消登記手続請求権、民法703条に基づく不当利得（立替金）返還請求権などであるのに対し、後

訴である本件訴えの訴訟物は、本件遺言の効力（有効性）と考えられる。前訴と後訴の訴訟物は異なっている上、前訴事件における訴訟物と本件訴えにおける訴訟物の内容に照らし、これらが必ずしも実体法上矛盾する関係や先決関係となっていると認めることはできない。

したがって、本件訴えは前訴事件判決の既判力に抵触するとはいえない²⁾。

2 信義則違反で不適法となるか否か

(1) 民事訴訟における信義誠実の原則

民訴法2条が当事者について信義誠実訴訟追行義務を定めるに至った背後には、訴訟行為に関する規律として信義誠実の原則（以下「信義則」という。）が適用されるべきであるとの考え方が平成8年民訴法改正前から確立されていたことが挙げられる³⁾。

(2) 裁判例における信義則の適用類型⁴⁾

(ア) 訴訟上の禁反言（先行行為）に矛盾する挙動の禁止

禁反言の適用を受けるべき要件として、学説は、先行行為と後行行為との間に矛盾があること、当事者の先行行為を相手方が信頼して自己の法的地位を決めたこと、矛盾行為を容認したのでは先行行為を信頼した相手方の利益を不当に害する結果となることを挙げる⁵⁾。

(イ) 訴訟上の権能の失効

当事者の一方がある訴訟上の権能を長期間にわたって行使せずに放置し、行使されないであろうとの正当な期待が相手方に生じた場合には、その権能はすでに失効したものであるとして、信義則上、その行使が許されないことになる（判決の確定による失権的効果）。

その先駆けとなった有名な最判昭51・9・30（民集30巻8号799頁）は、「前訴と後訴とは訴訟物を異にする」としつつ、「本訴は、実質的に前訴のむし返しというべきものであり、前訴において本訴の請求をすることに支障がなかったにもかかわらず、……本訴を提起することは、〔相手方を〕不当に長く不安定な状態におくことになる」ことを理由に、「信義則に照らして許されない」として後訴を却下した。その後、同趣旨の枠組みで判断する判例が続き、現在判例理論を形成するに至っている⁶⁾。

さらに、権利失効の法理が、このように、権利

がもはや行使されないことについての相手方の正当な信頼の保護をその趣旨とするのであれば、その趣旨からして、確定判決の理由中で判断された事項について、一方の当事者に、すでに前訴で決着がついたとの正当な信頼が生じ、法の規範的要求として、その事項につき再度の応訴・弁論を強制し得ないと認められるときは、その理由中の判断に拘束力を認め、これに抵触する攻撃防御方法を提出し得ないとする⁷⁾。

(3) 本件訴訟における下級審と最高裁判決の分かれ目：表層面での理解

本件訴訟(後訴)の該当類型は、前述(2)(イ)の、訴訟上の権能の失効となる。

本件訴訟の第一審判決・控訴審判決は、前訴本訴事件の内容が単なる遺産の範囲の確定にとどまらず、Xに不当利得返還請求権等に基づき金銭の支払や原告名義となっている不動産に係る移転登記の抹消という相応の負担を求める請求であり、有効な一部抗弁となる可能性がある本件遺言の有効性を前提とする抗弁を主張しないことは通常では考えにくい内容であるとの理解を前提に、前訴の主張整理の過程において遺言の存在について「主張の位置付けについて確認する機会を与えたのであるから、十分に釈明を求めたものというべきである。」として「前訴地裁事件の受審裁判所が本件遺言に係るXの主張を抗弁として取上げなかったことに何ら問題はない。」とした。さらに、控訴審段階において提出された遺言に係る抗弁についても、「Xが、前訴地裁事件が係属中に本件遺言に係る抗弁を提出しなかったことに重大な過失が認められることは明らかである。」として、時機に後れたものとして却下したことも十分な理由ありとして、結局、信義則違反としている。

これに対し、本件最高裁判決は、前訴の同様の事実関係を認定しつつも、「Yにおいて、自らがAの遺産について相続分を有することが前訴で決着したと信頼し、又は、Xにより今後本件遺言が有効であると主張されることはないであろうと信頼したとしても、これらの信頼は合理的なものであるとはいえない。」として、信義則違反ではないと判断した。

このように、各審級の判決文の文言のみを比較すると、訴訟上の信義則として「訴訟上の権能の失効」法理については一般論としては適用可能性を前提としつつ、本件においてその信義則を適用

するだけの事実関係の有無に関する、事例判断のように見える⁸⁾。

(4) 本件訴訟における下級審と最高裁判決の分かれ目：深層面での理解

他方で、判決文の文言には現れないが、本件訴訟の第一審判決・控訴審判決が、紛争の一回的解決⁹⁾を前面に押し出して、信義則の適用を前訴判決理由中の判断(に主張されなかった部分)について拘束力を認めようとしているのに対し、最高裁判決はこれに歯止めをかけたことになる。すなわち、信義則の適用により、「判決理由中の判断に拘束力無し」(民訴法114条1項)の原則が、変更を受けることを避けようとする判断であるようにも思える。

注

- 1) 森野俊彦「21 遺言無効確認訴訟」梶村太市＝雨宮剛夫編『現代裁判法大系 第12巻(相続・遺言)』(新日本法規出版、1999年)277頁以下、281頁は、このような場合に、「その内容が遺産分割を必要としないものであれば直接にその実現を訴求すればよいが、内容が相続分の指定等にとどまり遺産分割手続が必要な場合には、あらかじめ、その有効性自体を確定しなければならず、『遺言有効確認訴訟』を提起することになる。」とする。
- 2) 本件訴訟の第一審でも、そのように判断されている。
- 3) 秋山幹男＝伊藤眞＝加藤新太郎＝高田裕成＝福田剛久＝山本和彦『コンメンタール民事訴訟法I〔第3版〕』(日本評論社、2021年)41頁。
- 4) 秋山ほか・前掲注3)43頁以下。
- 5) 中野貞一郎『過失の推認(増補版)』(弘文堂、1978年)180頁(初出1976年)。
- 6) 裁判例については、竹下守夫「争点効・判決効の理由中の判断の拘束力をめぐる判決の評価」民商法雑誌創刊50周年記念論集I『判例における法理論の展開』(有斐閣、1986年)259頁、原強「判例における信義則による判決効の拡張傾向について(1)(2.完)」札幌6巻1号1頁、8巻1号31頁(1990～91年)。
- 7) 兼子一ほか編著『条解民事訴訟法〔第2版〕』(弘文堂、2011年)541頁。伊藤眞『民事訴訟法〔第7版〕』(有斐閣、2020年)571頁。
- 8) その他、本件前訴において、Xによる遺言の主張が前訴控訴審において「時機に後れた攻撃防御方法」として却下されていることから、前訴において提出することが期待されていなかったと判断された余地もあるだろう。
- 9) 前訴において遺言の有効性について決着を付けておかないと、後日遺言有効確認訴訟で遺言が有効と確認されると、前訴が無にされると考えて、遺言の有効性も前訴では主張されなかったことを確認しておこうとしたともいえる。